

「建設労働者確保育成助成金」制度の一部改正に伴う

助成金支給申請事務代行業務の廃止について

(一社) 大分県労働基準協会

平成 27 年 10 月 1 日以降に開始する技能実習（技能講習、特別教育など）の建設労働者確保育成助成金の支給申請のためには、事前（技能実習の開始日の 1 か月前まで）に計画届の届出が必要となりました。（参考参照）

このため、当協会では、従来実施していました助成金支給申請事務代行業務を、9 月をもって廃止することといたしました。

なお、助成金支給申請に必要な受講証明書の発行については、引き続き、実施いたします。

参考 （厚生労働省リーフレット（関係部分））

建設関係の事業主、事業主団体の皆さまへ

「建設労働者確保育成助成金」制度の一部を改正しました

▶10月1日以降に開始する技能実習は、事前に計画届の届出が必要です

＜技能実習コース（経費助成・賃金助成）の必要書類＞

| 種 類 | 現 行 | 平成27年10月1日以降 |
|-------|---------------------------|---------------------------|
| 計画届 | 届出不要 | 技能実習を開始する日の原則1か月前までに届出 |
| 支給申請書 | 技能実習を終了した日の翌日から原則2カ月以内に提出 | 技能実習を終了した日の翌日から原則2カ月以内に提出 |

※平成27年4月10日の改正内容です。

◆10月1日以降に開始する技能実習から適用

〔例:平成27年10月1日～10月3日の訓練期間で技能実習を実施する場合、原則として、9月1日までに計画届を労働局またはハローワークへの届出が必要です。〕

計画届様式（様式第2号（事業主向け）、様式第2号の2（団体向け））は厚生労働省ホームページにも掲載しています。
http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kensetsu-kouwan/kensetsu-kaizen-dl.html

建設 助成金 様式 検索

詳しくは、都道府県労働局またはハローワークにお問い合わせください。